

登録林業事業体の登録手続きの概要

1 登録の対象

県内に事業所があり、かつ、県内で造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う林業経営体で、鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく登録を希望する林業経営体

2 登録の申請

(1) 受付期間

毎年1月4日から同月31日まで（31日が休日にあたる時は、当該休日の翌日）
※ ただし、知事が必要であると認めるときは、随時提出することができますので、必要に応じてお問い合わせください。

(2) 提出先

事業所を管轄する各地域振興局・支庁林務水産課林務係及び屋久島事務所農林普及課林務係

(3) 提出書類

実施要領4の(1), (2)のとおり

参考：鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表の申請に必要な書類一覧

(4) 提出部数

各2部（他の機関から発行されるものについては、1部は写しで可）

(5) 登録通知

県のホームページでの公表をもって通知に代えさせていただきます。

3 登録の実施

(1) 林業事業体名簿への登録

実施要領の登録基準に適合すると認めるときは、申請に基づき登録林業経営体名簿に登録

(2) 有効期間

ア 定期申請（毎年1月4日から同月31日まで）の場合

同年4月1日から4年を経過する日の属する年度の末日まで（5年間）

イ 随時申請の場合

登録された日から4年を経過する日の属する年度の末日まで（概ね5年間）

ウ 有効期間が満了する年の1月31日までに再登録申請を行い、更新を受けなければ、その効力を失います。

4 変更の届出

(1) 基本情報（事務所の所在地等）に変更があった場合は、その都度、変更届を速やかに提出

(2) 基本情報以外の情報については、変更が必要な内容の変更届を遅滞なく提出

5 林業事業体名簿の公表

林業事業体名簿は県のホームページ等において公表

なお、公表内容は、年4回（1、4、7、10月）更新

6 登録の取消

実施要領の「8 登録の取消」に該当するときは、登録を取り消すことがあります。

※各様式は、県のホームページから取り寄せてください。

（ホーム > 産業・労働 > 林業・水産業 > 林業 > 担い手育成）

(参考)

鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表の申請に必要な書類一覧

| 要領 | 申請書類 | | 林業事業体 | | 認定林業 事業体の 省略規定 | チェック |
|-------|--|--|-------|----|----------------------|------|
| | | | 法人 | 個人 | | |
| 4の(1) | 林業経営体名簿への登録申請書(様式1) | | ○ | ○ | 不可 | |
| 4の(1) | 林業経営体名簿への登録申請書(様式2) | | ○ | ○ | 不可 | |
| 4の(2) | 登記事項証明書 | | ○ | | 可 | |
| ア | 住民票 | | | ○ | 可 | |
| イ | 納税証明書 | 法人税、消費税及び地方消費税 (その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用) | ○ | | 可 | |
| | | 県税 | ○ | ○ | 可 | |
| | | 法人市町村民税 | ○ | | 可 | |
| | | 申告所得税 | | ○ | 可 | |
| | | 市町村県民税 | | ○ | 可 | |
| ウ | 雇用に関して交付している文書の様式 | | ○ | ○ | 可 | |
| エ | 社会・労働 保険等への 加入状況が 確認できる 書類 | 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書 継続事業(一括有期事業を含む。)(事業主 主控)」の写し又は労働者災害補償保険加入 証書・事業別被保険者台帳照会の写し | ○ | ○ | 可 | |
| | | 直近の「健康保険/厚生年金保険被保険者報 酬月額算定基礎届 総括表」の写し又は被保 険者標準報酬決定通知書の写し | ○ | ○ | 可 | |
| | | 直近の「労災保険率決定通知書」の写し(メ リット制適用の場合に限る) | ○ | ○ | 可 | |
| | | 退職金共済手帳写し | ○ | ○ | 可 | |
| オ | 就業規則の写し(制定している場合) | | ○ | ○ | 可 | |
| カ | 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書の写し | | ○ | | 可 | |
| | 直近3か年の青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書の写し | | | ○ | 可 | |
| キ | 林業機械保有台数内訳表(様式3) | | ○ | ○ | 不可 | |
| | 保有林業機械の売買契約書、リース契約書等の写し | | ○ | ○ | 不可 | |
| ク | 技術者・技能者名簿(様式4) | | ○ | ○ | 不可 | |
| ケ | 技術者・技能者が確認できる書類 (技術者・技能者の認定証、検定・試験の合格証、講習 修了証等の写し) | | ○ | ○ | 不可 | |
| コ | 事業実績を証する書類(請負契約書等の写し) | | ○ | ○ | 不可 | |
| サ | 行動規範を遵守することを証する書類 | | ○ | ○ | 不可 | |
| シ | 過去3年以内に休業4日以上労働災害又は死亡災害が 発生した場合、適切な再発防止策の実施状況が確認でき る書類 | | ○ | ○ | 不可 | |
| ス | 安全対策の取組状況、地域への貢献、表彰実績等に関す る情報が確認できる書類の写し ※取組が確認できる記録簿、活動状況写真1枚以上又は新聞記事又は 記載されたホームページ、表彰状等(書類は写し) ※林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部への加入の確認書 類は除く | | ○ | ○ | 不可 | |
| セ | 再造林計画・実績管理表(様式11-1) | | ○ | ○ | 不可 | |

※ ○は申請に必要な書類(ただし、該当が無い場合は添付の必要はない。)

※ 認定林業事業体とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき知事の認定を受けた事業体

<お問い合わせ先>

○県庁森林経営課担い手育成係

代表：099-286-2111（内線 3359） 直通：099-286-3357

○地域振興局等（提出先）

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|------------|--|--------------|
| 鹿児島地域振興局 | 林務水産課林務係 〒892-8520 鹿児島市小川町 3-56 | 099-805-7297 |
| 南薩地域振興局 | 林務水産課林務係 〒897-0031 南さつま市加世田東本町 8-13 | 0993-52-1335 |
| 北薩地域振興局 | 林務水産課林務係 〒895-8503 薩摩川内市神田町 1-22 | 0996-25-5509 |
| 始良・伊佐地域振興局 | 林務水産課 林務水産係 〒899-5212 始良市加治木町諏訪町 12 | 0995-63-8158 |
| 大隅地域振興局 | 林務水産課 林務第二係 〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目 16-6 | 0994-52-2162 |
| 熊毛支庁 | 林務水産課林務係 〒891-3192 西之表市西之表 7590 | 0997-22-1133 |
| 屋久島事務所 | 農林普及課林務係 〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650 | 0997-46-2253 |
| 大島支庁 | 林務水産課林務係 〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3 | 0997-57-7285 |